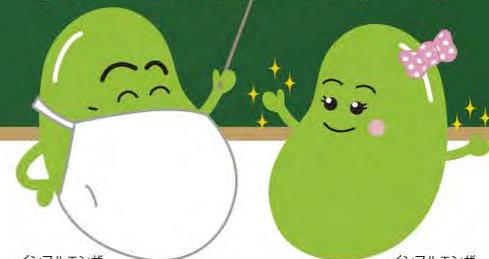


パンデミックへの対処： 正当にこわがり、十分に備える そして柔軟に対応する

国立保健医療科学院
健康危機管理研究部
上席主任研究官 齋藤 智也

マメに予防!
インフルエンザ



インフルエンザ
予防啓発キャラクター
マメゾウくん

インフルエンザ
予防啓発キャラクター
アズキちゃん

2018年3月12日
新型インフルエンザ等対策事業者シンポジウム

本日の講演内容

- (新型) インフルエンザの基礎知識
 - 鳥インフルエンザ
 - 新型インフルエンザ対策の歴史
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法
 - 新型インフルエンザ“等”とは
 - 特措法の意義
 - 新型インフルエンザ等行動計画

(新型) インフルエンザの基礎知識

風邪と季節性インフルエンザの違い

病原体が違う

風邪

インフルエンザ

ライノウイルス
コロナウイルス
アデノウイルス
RSウイルス

インフルエンザウイルスA型、B型、C型

症状が違う

風邪

インフルエンザ

局所的症状(鼻水・のどの痛み)
発熱はあっても微熱(38度以下)程度

比較的急速に始まる
38度以上の発熱
咳、のどの痛み、頭痛
全身倦怠感・関節痛
肺炎・脳症など重い合併症

流行時期が違う

風邪

インフルエンザ

冬、夏、季節の変わり目
一年を通して

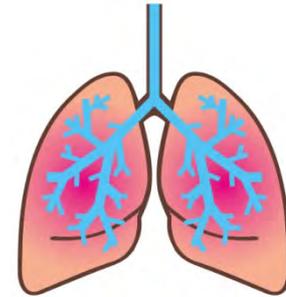
1~2月がピーク
4~5月頃まで散発的に流行することも

インフルエンザの経過

感染経路



咳した場合の飛沫は
秒速50~120m

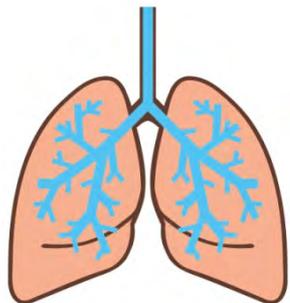


患者の気道分泌液の中にある
ウイルスが、咳とともに空気中
に飛沫として放出される。

この飛沫を、上気道・肺
から吸入して感染します。

上気道・肺で
ウイルスが増殖

症状・経過



高齢者などのハイリスク
患者では肺炎をおこす
ことがある。

症状期(3~4日)



高熱、悪寒、倦怠感
などの全身症状

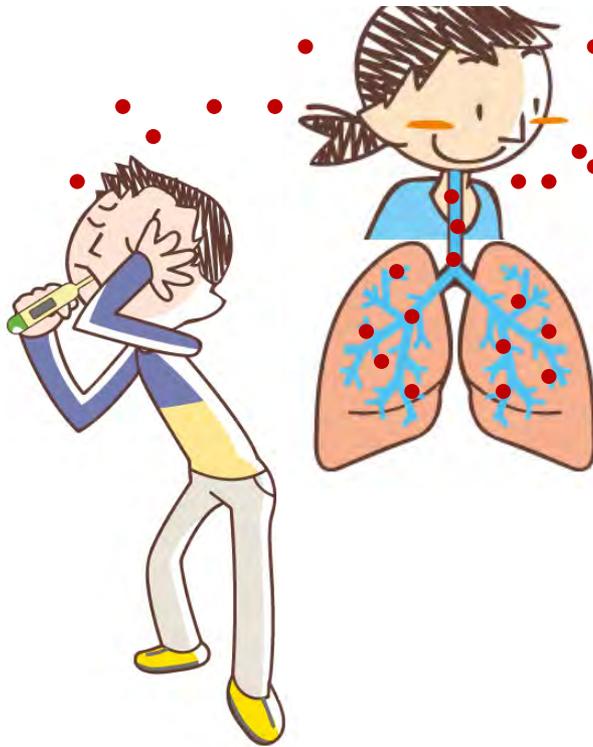
潜伏期
(1~2日)



インフルエンザの感染経路

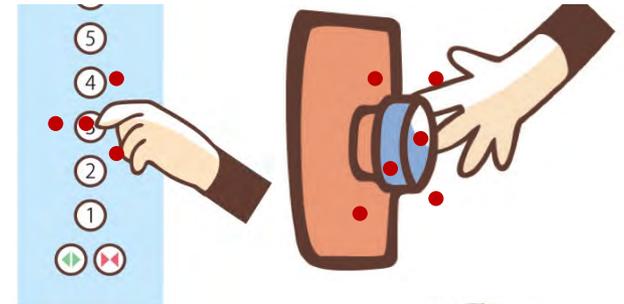
飛沫感染

感染した人が出した飛沫(ウイルスを含む)を健康な人が吸い込んで感染する

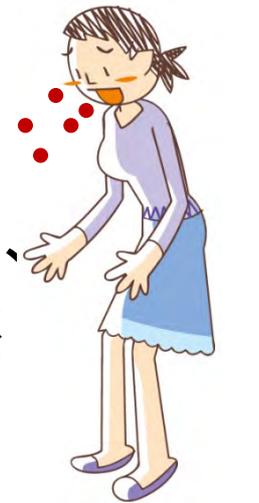


接触感染

感染した人がウイルスの付着した手で触れたドアノブやスイッチを健康な別の人が触り



その手で顔や口、鼻周辺を触ることでウイルスが体内に入り込む



空気感染(飛沫よりも小さい飛沫核による感染)も医療機関など特殊な状況では起こるとい報告がある。

インフルエンザウイルスの分類

◆インフルエンザA型◆

これまでに人の間で流行したのはH1N1亜型 またはH3N2亜型(いわゆる香港型)。新型インフルエンザとして課題になる。

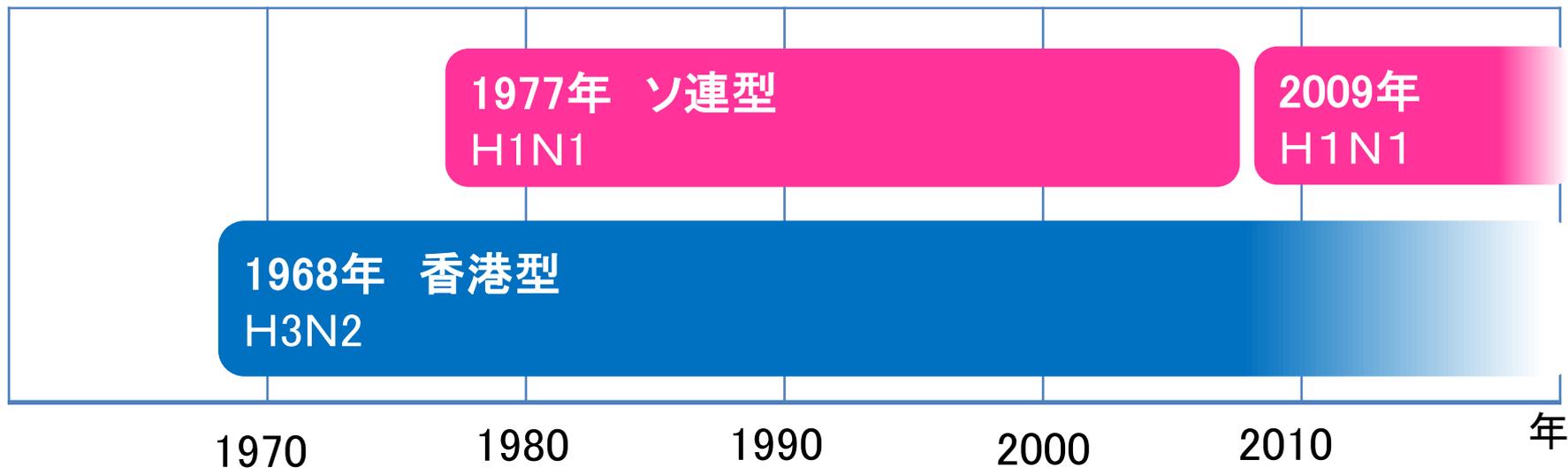
◆インフルエンザB型◆

2種類(山形系統とビクトリア系統)が流行。

◆インフルエンザC型◆

かぜ症状程度であり特別な対策は行われない。

インフルエンザA型の流行の歴史



どちらが主に流行するかはその年によって異なる

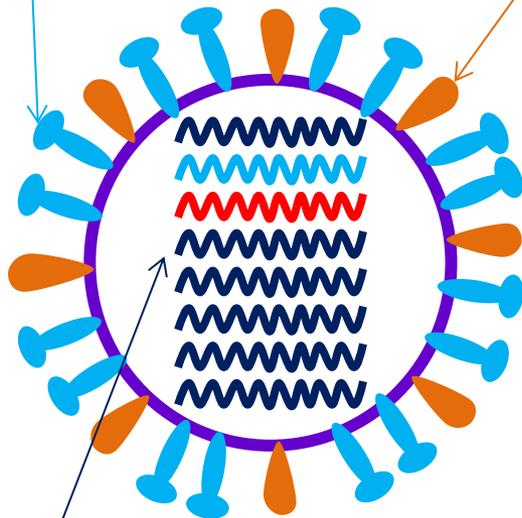
A型インフルエンザウイルスの構造

(H)ヘマグルチニン(16タイプ)ウイルス表面上に存在し、細胞に侵入する際に必要

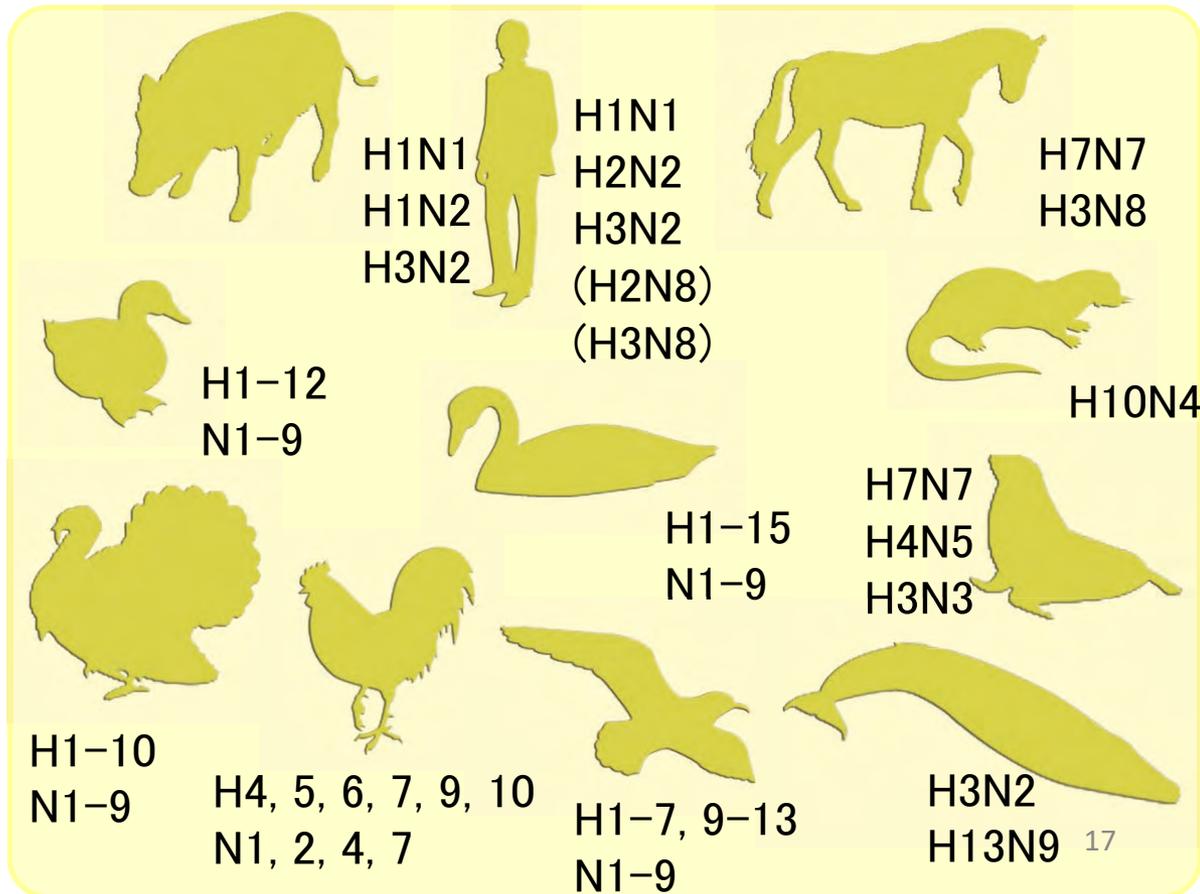
(N)ノイラミニダーゼ(9タイプ)細胞内で増殖したウイルスの遊離を可能にする

=144種類の
A/【HONO】型!!

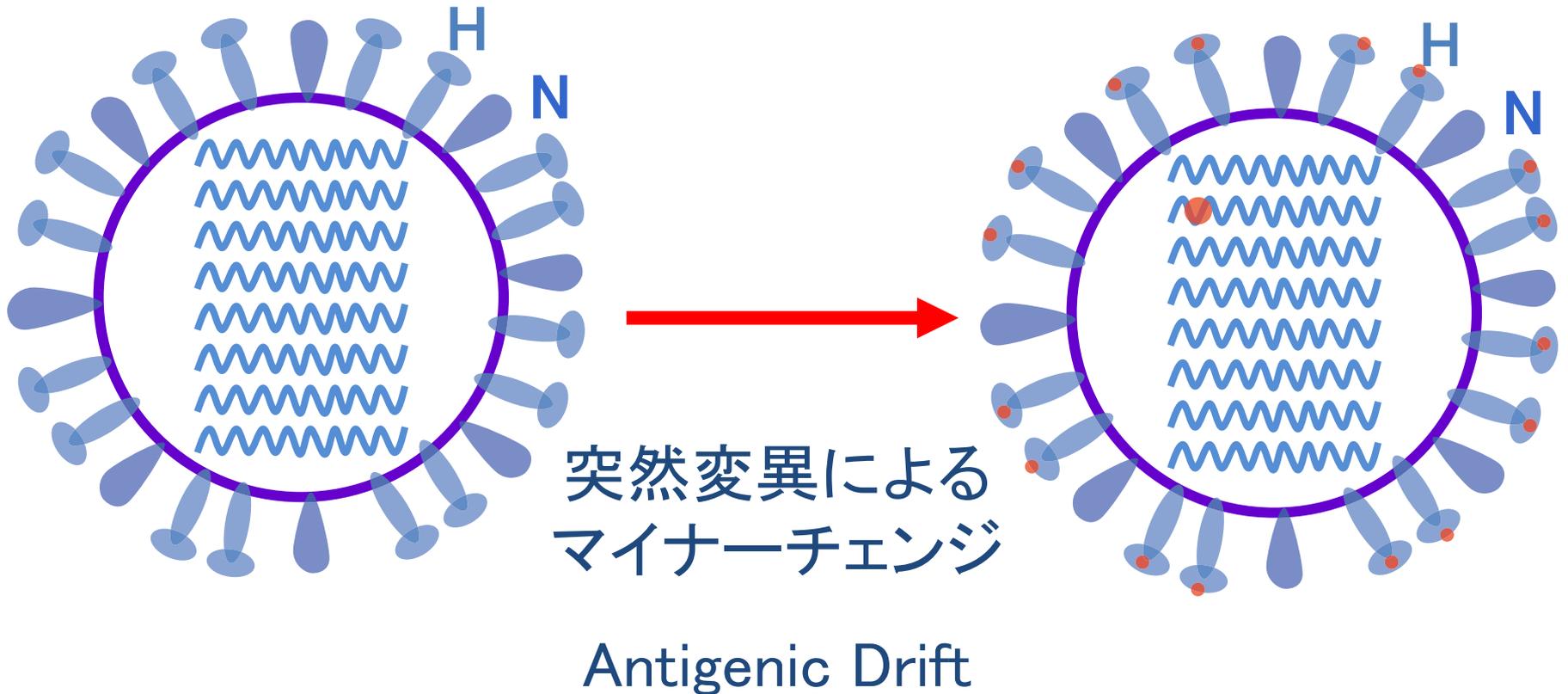
インフルエンザウイルスの宿主と亜型分布の例



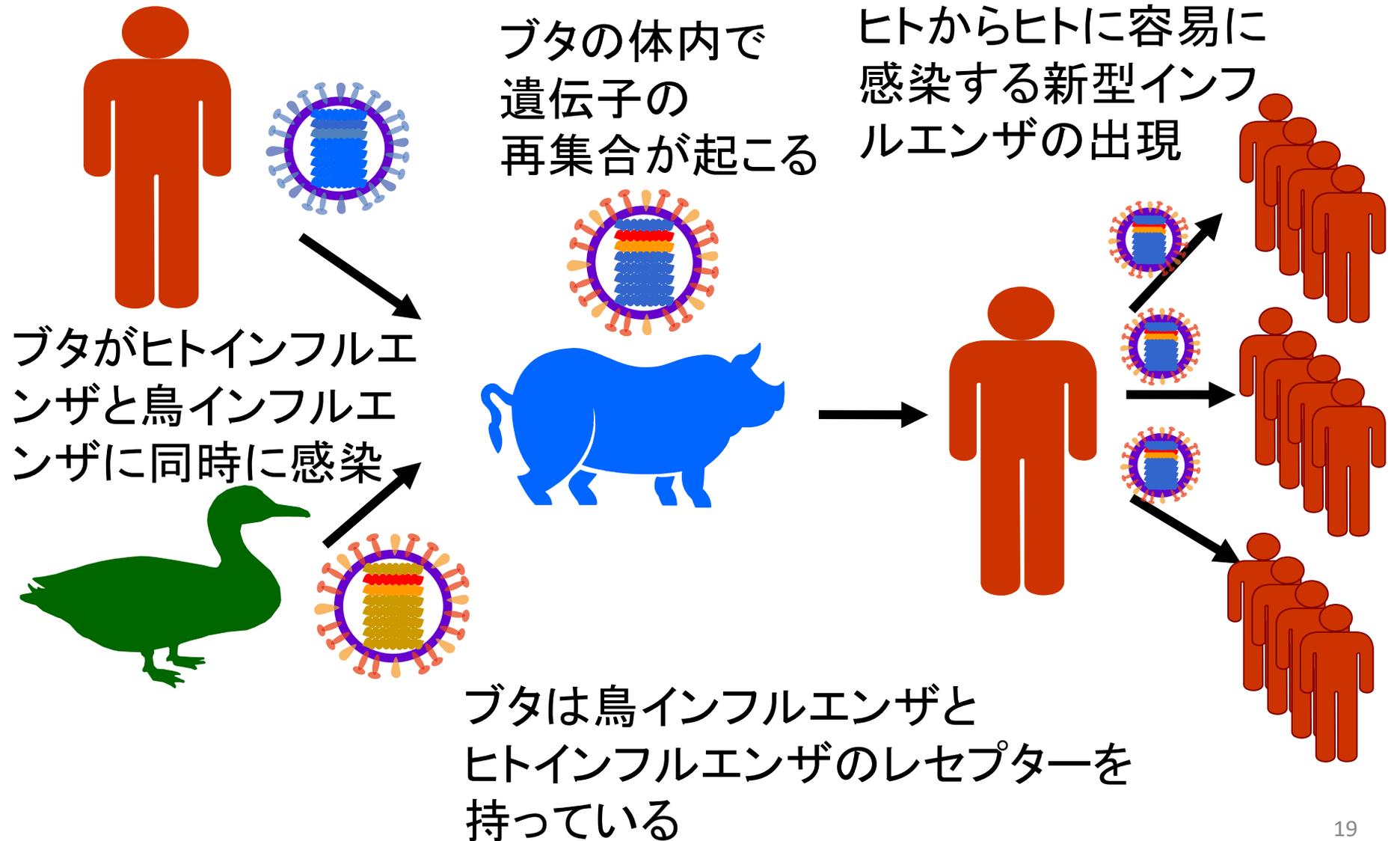
RNA リボ核酸



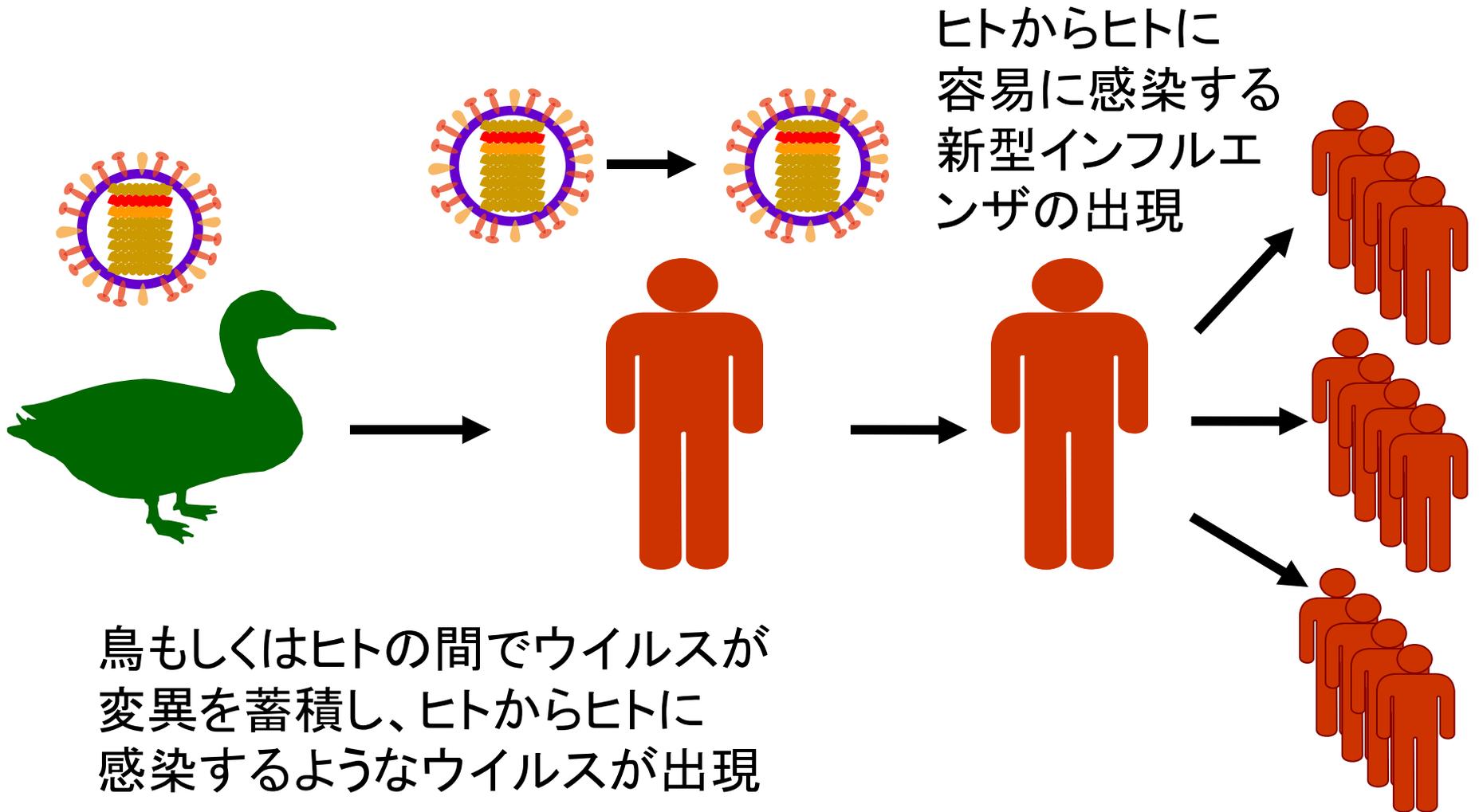
インフルエンザウイルスは なぜ毎年流行を起こすのか



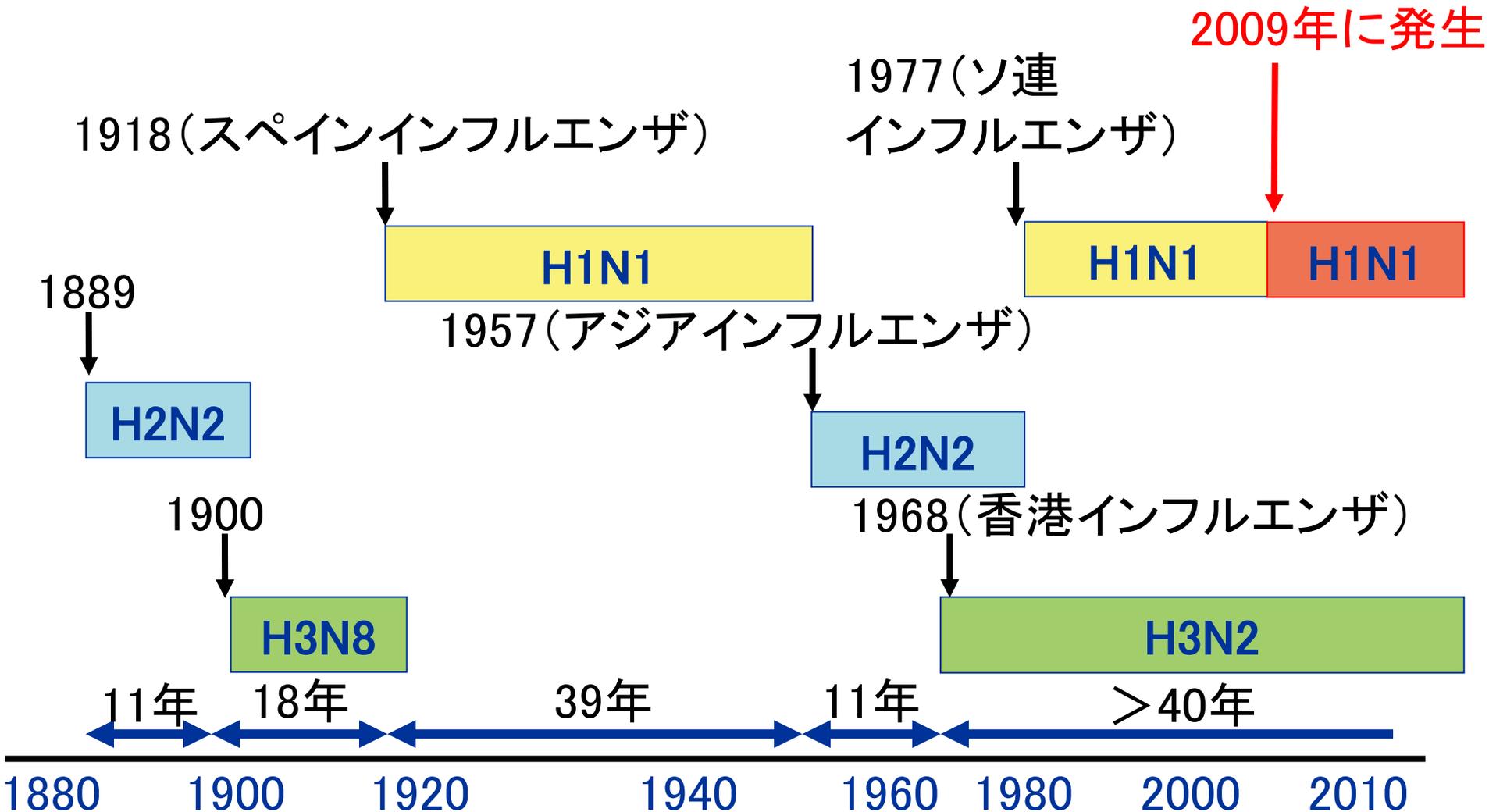
新型インフルエンザ出現のメカニズム (1)



新型インフルエンザ出現のメカニズム (2)



新型インフルエンザの歴史



新型インフルエンザ対策の歴史

日本の新型インフルエンザ対策の歴史

- | | |
|-------|---|
| 1997年 | 新型インフルエンザ対策に関する検討会報告書
(厚生省新型インフルエンザ対策に関する検討会) |
| 2004年 | 鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議設置
新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会報告書
(厚労省新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会) |
| 2005年 | 新型インフルエンザ対策行動計画作成
(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)
厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議設置 |
| 2006年 | 「インフルエンザ(H5N1)に関するガイドラインフェーズ3ー」
(厚労省新型インフルエンザ専門家会議)
行動計画改訂 |
| 2007年 | 「インフルエンザ(H5N1)に関するガイドラインフェーズ4以降ー」
(厚労省新型インフルエンザ専門家会議)
行動計画改訂 |
| 2008年 | 厚労省に新型インフルエンザ対策推進室設置
感染症法改正(「新型インフルエンザ」の追加等) |
| 2009年 | 行動計画改訂
新型インフルエンザ対策ガイドライン策定 |

基礎知識編まとめ

- 新たに人から人への感染性を獲得した「新型インフルエンザ」の出現・流行が懸念されている。
- 2009年の新型インフルエンザA(H1N1)2009の流行後、新型インフルエンザ対策の強化が進められ、新たに法律（新型インフルエンザ等対策特別措置法）も制定された。

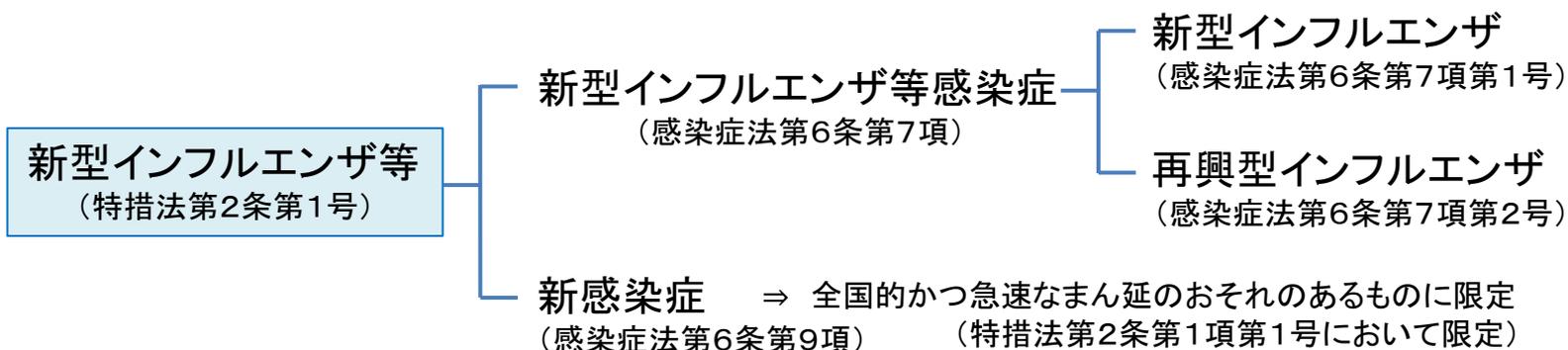
新型インフルエンザ等対策特別措置法

新型インフルエンザ等対策特別措置法

特措法の対象

新型インフルエンザ“等”とは

1. 「新型インフルエンザ等」とは



- **新型インフルエンザ**とは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **再興型インフルエンザ**とは、かつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **新感染症**とは、感染症であって、既知の疾病と病状や治療の結果が明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、新型インフルエンザと同様に、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

新型インフルエンザ等対策特別措置法

感染症法の 「新型インフルエンザ等感染症」

感染症法の対象となる感染症

2015年1月21日現在

感染症類型	感染症の疾病名等
一類感染症	<p>【法】 エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, ペスト, マールブルグ病</p>
二類感染症	<p>【法】 急性灰白髄炎, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。), 結核, 中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る。), 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。以下「特定鳥インフルエンザ」という。)</p>
三類感染症	<p>【法】 腸管出血性大腸菌感染症, コレラ, 細菌性赤痢, 腸チフス, パラチフス</p>
四類感染症	<p>【法】 E型肝炎, A型肝炎, 黄熱, Q熱, 狂犬病, 炭疽, 鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。), ポツリヌス症, マラリア, 野兔病</p> <p>【政令】 ウエストナイル熱, エキノコックス症, オウム病, オムス, 回帰熱, キャサヌル森林病, コクシジオイデス症, サル痘, 重症熱性血小板減少症候群(病原体がフ), 出血熱, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, チクングニ本紅斑熱, 日本脳炎, ハンタウイルス肺症候群, Bス感染症, 発しんチフス, ライム病, リッサウイルス, ロッキー山紅斑熱</p>
五類感染症	<p>【法】 インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。), ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。), クリプトスポリジウム症, 後天性免疫不全症候群, 性器クラミジア感染症, 梅毒, 麻しん, メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症</p> <p>【省令】 アメーバ赤痢, アリソン病, アリソン熱, 咽頭結膜熱, A群溶血性レンサ球菌咽頭炎, カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症, 東部ウマ脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, 出血熱(除く。), クラミジア肺炎(オウム病を除く。), クロイツフェルト・ジャコブ病, 細菌性髄膜炎, ジアルジア症, 侵襲性インフルエンザ菌感染症, 侵襲性髄膜炎菌感染症, 侵襲性肺炎球菌感染症, 水痘, 性器ヘルペスウイルス感染症, 尖圭コンジローマ, 先天性風しん症候群, 手足口病, 伝染性紅斑, 突発性発しん, 播種性クリプトコックス症, 破傷風, バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症, バンコマイシン耐性腸球菌感染症, 百日咳, 風しん, ペニシリン耐性肺炎球菌感染症, ヘルパンギーナ, マイコプラズマ肺炎, 無菌性髄膜炎, 薬剤耐性アシネトバクター感染症, 薬剤耐性緑膿菌感染症, 流行性角結膜炎, 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ), 淋菌感染症</p>
指定感染症	<p>【政令】 (現在は該当なし) ※政令で指定。1年で失効するが、1回に限り延長可。</p>
新感染症	<p>(現在は該当なし)</p>
新型インフルエンザ等感染症	<p>【法】 <u>新型インフルエンザ, 再興型インフルエンザ</u></p>

H5N1, H7N9

トリに対して感染性を示すA型インフルエンザウイルスのヒトへの感染症

季節性インフルエンザ

インフルエンザと感染症法上の措置

感染症法上の の類型	対象疾病	実施できる措置					
		隔離 【検疫法】	停留 【検疫法】	入院勧 告・措置	就業 制限	医師の 届出	外出自粛 要請
二類感染症	特定鳥インフルエンザ (H5N1, H7N9) 等	×	×	○	○	○	×
四類感染症	鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9を除く)	×	×	×	×	○	×
五類感染症	インフルエンザ(鳥インフルエ ンザ及び新型インフルエンザ等感 染症を除く。)	×	×	×	×	×	×
新型インフルエ ンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型イン フルエンザ	○	○	○	○	○	○
指定感染症	(該当なし)	一類から三類感染症に準じた措置(延長含め最大2年間に限定)					
新感染症	(該当なし)	(症例積み重ね前)個別対応 (症例積み重ね後)一類感染症に準じた対応					

感染症法の原則

- 症状があり、かつ病原体が検出された人に対して措置ができる
 - (幾つかの感染症については) 無症状でも病原体が検出されている人 (無症状病原体保有者) に対しても措置ができる。
 - (幾つかの感染症については) (接触歴等のリスク背景があり) 症状を呈している人 (疑似症患者) に対しても措置ができる。
- まだ症状が出ていないし、病原体も検出されていない。しかし、患者との濃厚接触歴があり、感染している可能性が高く、早めに措置を執りたい！

「新型インフルエンザ等感染症」 に対する感染症法上の措置

• 健康状態の報告の要請・外出自粛要請

(感染を防止するための協力)

第四十四条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、**当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し**、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の**体温その他の健康状態について報告を求め**ることができる。

2 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告を求めた者に対し、同項の規定により定めた期間内において、**当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求め**ることができる。

3 前二項の規定により報告又は協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給（次項において「食事の提供等」という。）に努めなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により、必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、当該食事の提供等に要した実費を徴収することができる。

まとめ

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象は、新型インフルエンザ等感染症と新感染症である。
- 感染症法では、新型インフルエンザ等感染症に対しては、一類感染症と同等の措置のほか、濃厚接触者に対し健康状態の報告の要請・外出自粛要請を行える。

新型インフルエンザ等対策特別措置法

何のためにあるの？

**新型インフルエンザ等対策特別措置法
の意義**

特措法の意義

- 行動計画の**実効性**を高める
- **国家の危機管理**としての対策実施
 - 新型インフルエンザ等はその他の感染症と異なり、感染力が強く、かつ、病原性が高い場合には、**国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある**との特殊性
 - 感染症法等**既存の法律の足りない部分を補う**ことで対策を強化し、国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小にする。
 - **社会的混乱**への対処

感染症法の限界

- 感染症法

- 感染者または汚染された施設等に着目した
医療的・公衆衛生的な感染源対策を規定
- 入院措置等では感染が収まらず、疫学的関係性が特定できない状況では、更なるまん延を食い止めることは困難。

予防接種法の限界

- 予防接種法
 - 予防接種法の予防接種は、感染症の発生及びまん延予防という公衆衛生施策であると同時に、**感染症に対する免疫が脆弱な者の健康を保護することを目的とするもの**
 - 個人の従事する業務の社会的重要性や国家存立への必要性等については考慮するものではない。

新型インフルエンザ等対策特別措置法について

(背景)

- 東南アジアなどを中心に、家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類からヒトに感染し、死亡する例が報告。
- このような高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念。

- 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、
 - ・ 平成23年9月20日に、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定
 - ・ 新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、**各種対策の法的根拠の明確化**など**法的整備の必要性**
 - ・ 国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれを鑑み、**感染症法、検疫法、予防接種法等を補う（特措法のみで対策を行うわけではない）**



新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定

【特措法関連】 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ・新感染症)発生時には、**特措法・政府行動計画・ガイドラインに基づき対応***する必要がある。



*特措法・政府行動計画等は、対策の選択肢を示すものであり、記載された措置等がすべて実施されるわけではないことに留意

これらの概要を理解した上で、対策を立案・実行する必要がある。

特措法

目次

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等(第六条―第十三条)

第三章 新型インフルエンザ等の発生時における措置(第十四条―第三十一条)

第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第一節 通則(第三十二条―第四十四条)

第二節 まん延の防止に関する措置(第四十五条・第四十六条)

第三節 医療等の提供体制の確保に関する措置(第四十七条―第四十九条)

第四節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置(第五十条―第六十一条)

第五章 財政上の措置等(第六十二条―第七十条)

第六章 雑則(第七十一条―第七十五条)

第七章 罰則(第七十六条―第七十八条)

既存法を超える特別措置を規定したもの
→特措法のみで対策を行うわけではない

政府行動計画

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

平成25年6月7日

「総論」「各論(各発生段階における対策)」の2部構成

ガイドライン

新型インフルエンザ等対策ガイドライン

平成25年6月26日

新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議

政府行動計画を踏まえ、各種対策の具体的な内容が記載されている

内閣官房 新型インフルエンザ等対策のホームページを参照

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

行動計画と基本的対処方針について

行動計画について

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等の発生前（平時）に、政府、都道府県、市町村が、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるもの。
- 実際に発生する新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴などを予測することは不可能であるため、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。

基本的対処方針について

- 新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策についての基本的な方針を定めるもの。
- 発生した新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、具体的に実施すべき対策を選択し決定する。
- 新型インフルエンザ等の発生時、都道府県・市町村対策本部は、政府対策本部長が定める基本的対処方針及びその行動計画に基づき、対策を実施。
→ 「基本的対処方針」のイメージ（参照）

3. 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及

② 指定公共機関（医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人）の指定・業務計画の作成

(2) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(3) 発生時における特定接種（登録事業者（※）の従業員等に対する先行的予防接種）の実施

(4) 海外発生時の水際対策の的確な実施

(5) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等（国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る）が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示（潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮）

② 住民に対する予防接種の実施（国による必要な財政負担）

③ 医療提供体制の確保（臨時の医療施設等）

④ 緊急物資の運送の要請・指示

⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用

⑥ 埋葬・火葬の特例

⑦ 生活関連物資等の価格の安定（国民生活安定緊急措置法等の的確な運用）

⑧ 行政上の申請期限の延長等

⑨ 政府関係金融機関等による融資

等



新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

第1章 総則

- 目的(第1条)
- 定義(第2条)
- 国・地方公共団体等の責務(第3条)
- 事業者及び国民の責務(第4条)
- 基本的人権の尊重(第5条)

指定公共機関

※災害対策基本法、事態対処法において指定されている指定公共機関を基本に、感染症対策を考慮

業種	事業者名
医療	独立行政法人労働者健康安全機構
	独立行政法人国立病院機構
	独立行政法人地域医療機能推進機構
	国立研究開発法人国立国際医療研究センター
	日本赤十字社
	公益社団法人日本医師会
	公益社団法人日本歯科医師会
	公益社団法人日本薬剤師会
	公益社団法人日本看護協会
	公益社団法人全日本病院協会
	一般社団法人日本医療法人協会
	一般社団法人日本病院会
	一般財団法人化学及血清療法研究所
	北里第一三共ワクチン株式会社
	武田薬品工業株式会社
	グラクソ・スミスクライン株式会社
	塩野義製薬株式会社
	第一三共株式会社
	中外製薬株式会社
	株式会社ジェイ・エム・エス
	株式会社トップ
	テルモ株式会社
	富山化学工業株式会社
	ニプロ株式会社
	一般社団法人日本ワクチン産業協会
	一般社団法人日本医薬品卸売業連合会
	電気
沖縄電力株式会社	
関西電力株式会社	
九州電力株式会社	
四国電力株式会社	
中国電力株式会社	
中部電力株式会社	
東京電力エナジーパートナー株式会社	
東京電力パワーグリッド株式会社	
東京電力フエール&パワー株式会社	
東京電力ホールディングス株式会社	

業種	事業者名
	東北電力株式会社
	北陸電力株式会社
	北海道電力株式会社
	電源開発株式会社
	日本原子力発電株式会社
ガス	大阪瓦斯株式会社
	西部瓦斯株式会社
	東京瓦斯株式会社
	東邦瓦斯株式会社
鉄道	北海道旅客鉄道株式会社
	四国旅客鉄道株式会社
	九州旅客鉄道株式会社
	日本貨物鉄道株式会社
	東京地下鉄株式会社
	東海旅客鉄道株式会社
	西日本旅客鉄道株式会社
	東日本旅客鉄道株式会社
	小田急電鉄株式会社
	近畿日本鉄道株式会社
	京王電鉄株式会社
	京成電鉄株式会社
	京阪電気鉄道株式会社
	京浜急行電鉄株式会社
	首都圏新都市鉄道株式会社
	西武鉄道株式会社
	東京急行電鉄株式会社
	東武鉄道株式会社
	名古屋鉄道株式会社
	南海電気鉄道株式会社
阪急電鉄株式会社	
阪神電気鉄道株式会社	
貨物運送	佐川急便株式会社
	西濃運輸株式会社
	日本通運株式会社
	福山通運株式会社
	ヤマト運輸株式会社

業種	事業者名
空港管理	新関西国際空港株式会社
	中部国際空港株式会社
	成田国際空港株式会社
航空	全日本空輸株式会社
	日本航空株式会社
水運	オーシャントランス株式会社
	商船三井フェリー株式会社
	新日本海フェリー株式会社
	太平洋フェリー株式会社
	マルエーフェリー株式会社
	株式会社商船三井
	川崎汽船株式会社
	日本郵船株式会社
	旭タンカー株式会社
	井本商運株式会社
	上野トランステック株式会社
	川崎近海汽船株式会社
	近海郵船物流株式会社
栗林商船株式会社	
鶴見サンマリン株式会社	
日本海運株式会社	
琉球海運株式会社	
金融	日本銀行
報道	日本放送協会
通信	日本電信電話株式会社
	東日本電信電話株式会社
	西日本電信電話株式会社
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
	KDDI株式会社
	ソフトバンク株式会社 株式会社NTTドコモ
郵便	日本郵便株式会社

105 機関 (平成28年5月11日現在)

特措法に規定する責務等について

国の責務

- 新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症。以下同じ)が発生したときは、自ら対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備すること。
- 新型インフルエンザ等及びワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めること。
- 世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国等との国際的な連携を確保するとともに、調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めること。

地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進すること。

指定(地方)公共機関の責務

- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、対策を実施すること。

事業者及び国民の責務

- 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、**対策に協力するよう努めなければならないこと。**
- 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- 特定接種の対象となる登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならないこと。

基本的人権の尊重

- 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

- 政府行動計画の作成及び公表等(第6条)
- 都道府県・市町村行動計画(第7、8条)
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画(第9条)
- 物資及び資材の備蓄等(第10,11条)
- 訓練(第12条)、知識の普及等(第13条)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

- 新型インフルエンザ等の発生等に関する報告（第14条）
 - 厚労大臣は新型インフルエンザ等感染症/新感染症が発生したと認めたら内閣総理大臣に報告。
- 政府対策本部の設置（第15条）、組織（第16条）、所掌事務（第17条）
 - （季節性インフルエンザの病状と概ね同程度以下であると認められる場合を除き）政府対策本部を設置。
- 基本的対処方針（第18条）
 - 政府行動計画等で記載するもののうちから、具体的に実施すべき対策を選択し決定。

(5) 基本的対処方針のイメージ

- 新型インフルエンザ発生後、国は、**基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、海外発生期の基本的対処方針**について協議・決定し、公示、周知を図る。
 - 2009年新型インフルエンザ(A/H1N1)発生時、国から「基本的対処方針」が発出されたが、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」において、「基本的対処方針」が法的に位置づけられた。
 - 基本的対処方針では、発生した**新型インフルエンザ等の評価と国内発生に備えた体制の準備**に関すること、などが盛り込まれることが想定される。

【2014年1月21日 新型インフルエンザA(H7N9)政府対策本部会合(第一回)訓練資料「基本的対象方針(案)(抄)】

基本的対処方針(案)

政府は、Y国における新型インフルエンザA(H7N9)の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、取組を進めることとする。

現段階では病原性・感染力等に関する情報が限られているため、国民の生命・健康の安全を確保する観点から、病原性の高い新型インフルエンザである可能性を念頭に対策を実施するが、更なる情報が得られ次第、適切な対策に切り替えていく。

1. 新型インフルエンザ発生の状況に関する事実

今回の新型インフルエンザは、1月以降にY国において新たに感染が確認された患者の約2割が死亡するなどの報告があるが、感染源及び感染経路については不明の状況であり、発生国で感染の報告が続く可能性がある。

なお、現段階では、国内での発生は確認されていない。

2. 新型インフルエンザへの対処に関する全般的な方針

新型インフルエンザの国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めるとともに、国内発生に備えて体制の整備を行うべく措置を講ずる。

3. 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項

一. 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報収集に最大限の努力を払うとともに、国内サーベイランスを強化する。

二. 国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対しては、厚生労働省や地方公共団体の相談窓口において適切に対応する。

三. 在外邦人に対し支援を行うこと並びに国内での予防及びまん延をできる限り遅らせることを目的として、以下の対策を実施する。

(一) 発生国への渡航について感染症危険情報の発出及び空港における広報活動の強化

(二) 発生国の在外邦人に対する情報提供等支援の強化、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況の確認及び医療機関から払底した場合の在外邦人への提供等支援の強化

(三) 発生国からの帰国を希望する邦人を支援するための諸対策の推進

(四) 検疫を始めとする水際対策の強化

(五) ワクチンの開発

四. 国内における新型インフルエンザ患者の発生に備え、以下の対策を実施する。

(一) 帰国者・接触者相談センター及帰国者・接触者外来の設置

(二) 医療機関及び医療関係者への迅速な情報提供

(三) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握、適切な使用及び適正な流通

五. 事業者に対して、感染対策の準備等を行うよう要請する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

- 指定行政機関の長の権限の委任(第19条)
- 政府対策本部長の権限(第20条)
 - 政府対策本部長による**総合調整**(助言、要請、あるいは、勧告等により、双方向の意思表示を経て調整を行う手法*)が行われることが可能
- 政府対策本部の廃止(第21条)
 - 季節性インフルエンザの病原性の程度に比して概ね同程度以下と判明
 - (免疫の獲得等により)新型インフルエンザ等感染症として認められなくなった
 - 新感染症として認められなくなった

* 平成7年11月10日参議院災害対策特別委員会政府答弁

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

- 都道府県対策本部の設置及び所掌事務(第22条)、組織(第23条)
- 都道府県対策本部長の権限(第24条)
 - 総合調整
 - 当該都道府県警察・教育委員会に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる
 - 各種犯罪の防止
 - まん延防止のための学校の休業要請等
 - 指定(地方)行政機関の長に対し新型インフル等対策の実施に関し必要な要請をすることができる
 - 公私の団体または個人に対し、その区域に係る新型インフル等対策の実施に関し**必要な協力の要請をすることができる**
 - 広報活動等への協力要請
 - 文化祭等のイベントの延期や施設の使用を極力制限することなど

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

- 都道府県対策本部の廃止(第25条)
- 条例への委任(第26条)
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援の要求(第27条)
 - 労務、施設、設備、物資の確保について
- 特定接種(第28条)
- 停留を行うための施設の使用(第29条)
 - 特定検疫港等を定め、集約化を図る
 - 病院若しくは診療所又は宿泊施設を同意等を得ること無く確保
- 運行の制限の要請等(第30条)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

• 医療等の実施の要請等(第31条)

- 医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、都道府県知事は、医療を行うよう**要請**又は**指示**することができる。
- 特定接種の実施に関し必要な協力を**要請**又は**指示**することができる。
- 帰国者・接触者外来、臨時の医療施設等(法第48条)における医療の提供などを想定

要請: 一定の行為について相手方に好意的な処理を期待すること。法的に医療の提供を行うべき立場に立たされるものではなく、**自らの自発的意志によって医療を行う**こととなる。

指示: 一定の行為について方針、基準、手続き等を示してそれを実施させること。**法的に当該指示に従う義務**が生じる。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第1節 通則

- **新型インフルエンザ等緊急事態宣言等(第32条)**
- 政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示(第33条)
- 市町村対策本部の設置及び所掌事務(第34条)、組織(第35条)、権限(第36条)、準用(第37条)、特定都道府県知事による代行(第38条)、他の地方公共団体の長等に対する応援の要求(第39条)、事務の委託の手続の特例(第41条)、職員の派遣の要請(第42条)、職員の派遣義務(第43条)、職員の身分取扱い(第44条)

新型インフルエンザ等対策特別措置法が想定している一般的経過例

新型インフルエンザ発生

第一段階 海外で発生(病原性が不明な段階)

政府対策本部立ち上げ

行動計画に基づき、基本的対処方針策定
検疫の実施、特定接種の実施等

第二段階 病原性も明らかになってくる。国内に侵入

病原性等が強いおそれがある場合

緊急事態宣言

外出自粛、催物の開催の制限の要請等
住民への予防接種
臨時の医療施設における医療提供 等

緊急事態宣言終了

左記以外

本部のみ継続

本部の廃止

緊急事態宣言の要件

- **政府対策本部長**は、発生した新型インフルエンザ等の病原性について、基本的対処方針諮問委員会の意見を聴き、**緊急事態宣言**を行い、国会に報告する。

国内発生

緊急事態宣言
の政令要件

(施行令第6条)

I : **重症症例**(肺炎、多臓器不全、脳症など)の発生頻度が、**通常のインフルエンザ**と比べて、**相当程度高い**と認められる場合

かつ

II : **感染経路**が特定できない場合、又は感染患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合等

(上記の政令要件があてはまる場合)

(あてはまらない場合)

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあると評価

緊急事態
宣言

緊急事態措置を実施すべき**期間、区域、緊急事態措置の概要**を公示

医療提供体制の確保／外出自粛／**施設使用制限の要請**／住民への予防接種 等

緊急事態宣言しない
(本部のみ継続)

対策本部廃止

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第2節 まん延の防止に関する措置

- 感染を防止するための協力要請等(第45条)
- 住民に対する予防接種(第46条)

感染拡大防止の協力要請

- 新型インフルエンザ等緊急事態において、感染拡大をできるだけ抑制し社会混乱を回避するため、以下のような措置を講じることとされている。(特措法第45条)

緊急事態措置(特措法第45条)

1 不要不急の外出自粛等の要請(第1項)

- 都道府県知事は、緊急事態において、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことその他の感染防止に必要な協力を要請することができる。

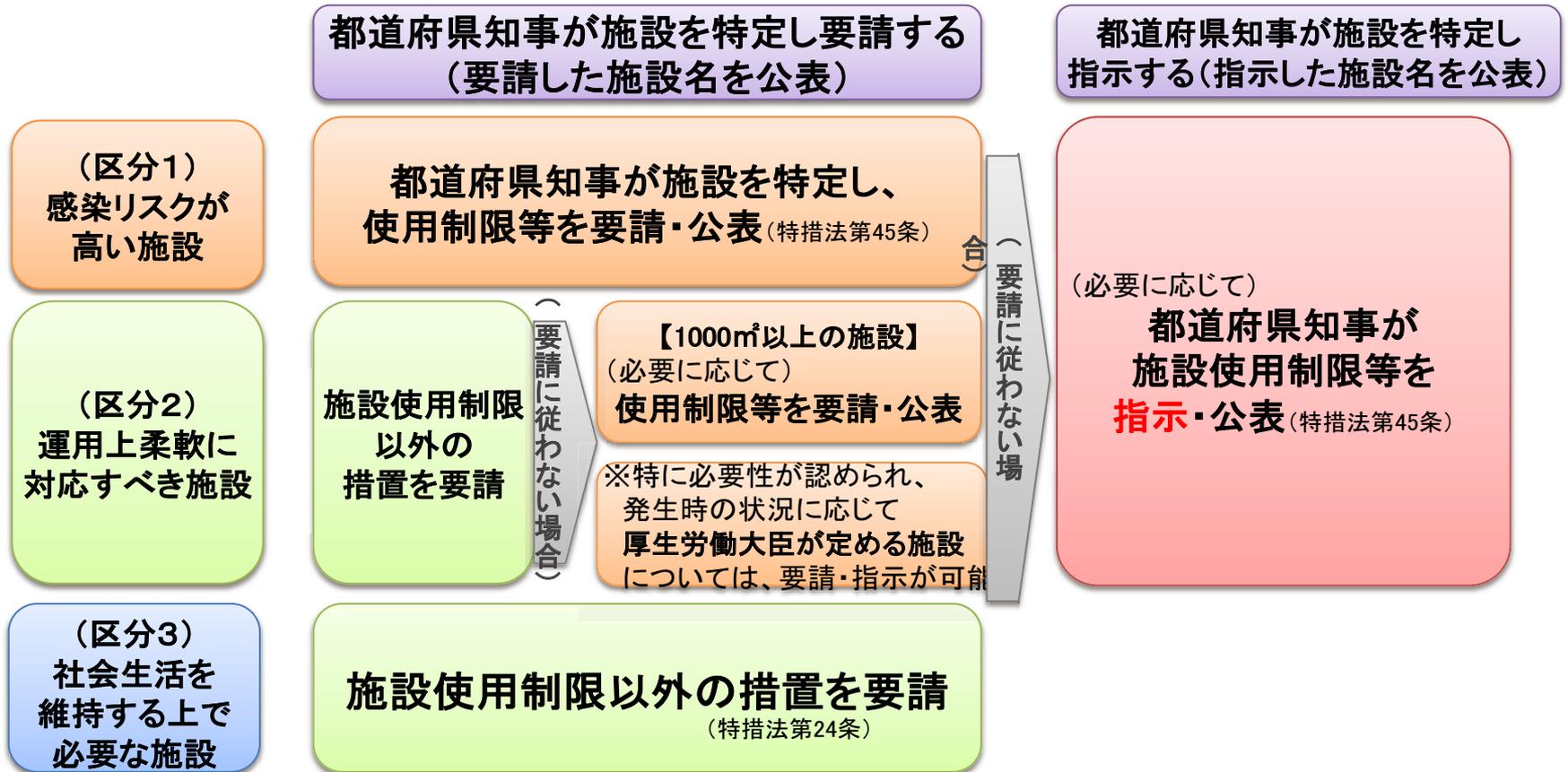
2 学校、興行場等の使用制限等の要請等(第2項、第3項)

- 都道府県知事は、緊急事態において、期間を定めて、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置を講ずるよう要請することができる。
- 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。(罰則なし)
- 要請・指示を行ったときは、その旨を公表する。

(6) 施設使用制限の運用

- 施設使用制限は、感染リスク、社会生活の維持の観点から踏まえ、適切に対応する。以下のように、**まず要請を行い、要請に従わない場合に指示**する、という慎重な運用が想定される。

※施設名の公表は罰則的意味ではなく、施設が閉鎖することを国民に周知し、生活の混乱を防ぐことを目的としている。



(1) 施設使用制限対象施設の区分

- 施設使用制限の考え方に基づいて、対象施設が以下の3つに区分されている。

区分	対象施設
(区分1) 感染リスクが高い施設等	<ul style="list-style-type: none"> ①学校(③を除く) ②保育所、介護老人保健施設等
(区分2) 運用上柔軟に対応すべき施設	<ul style="list-style-type: none"> ③大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設 ④劇場、観覧場、映画館、演芸場 ⑤集会場、公会堂 ⑥展示場 ⑦百貨店、マーケット(※)等 ⑧ホテル、旅館 ⑨体育館、水泳場、ボーリング場等 ⑩博物館、動物園、美術館、図書館 ⑪キャバレー、ナイトクラブ等 ⑫理髪店、質屋、貸衣装屋等 ⑬自動車教習所、学習塾等
(区分3) 社会生活を維持する上で必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ⑭病院、診療所 ⑮卸売市場、食料品売場、飲食店、料理店 ⑯ホテル、旅館、寄宿舎、下宿 ⑰工場、銀行、事務所 ⑱保健所、税務署 ⑲公衆浴場、等

(※)食品、医薬品等国民生活、国民経済の安定を確保するために必要な物品(厚生労働大臣が定める)の販売を除く

緊急事態措置

感染を防止するための協力要請等（法第45条）

- ・ **特定都道府県知事**は、学校、社会福祉施設、興行場、その他の政令で定める多数の者が利用する施設の管理者等に対し、**当該施設の使用制限・停止等、その他政令で定める措置**を講ずるよう**要請することができる**。
- ・ 正当な理由がないのに、要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、措置を**指示することができる**。
- ・ 特定都道府県知事は、要請又は指示をしたときはその旨（**指示内容、施設名等**）を**公表しなければならない**

※特定都道府県知事：緊急事態宣言の対象となる区域（市区町村）の属する都道府県知事

※施設使用制限・停止以外の措置（政令第12条）

- ・ 感染の防止のための入場者の整理
- ・ 発熱などの症状がある人の入場禁止
- ・ 消毒液や手洗いの場所の設置による手指消毒の徹底
- ・ 施設の消毒
- ・ 咳エチケットの徹底
- ・ マスクの着用等の感染防止策の周知 など

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

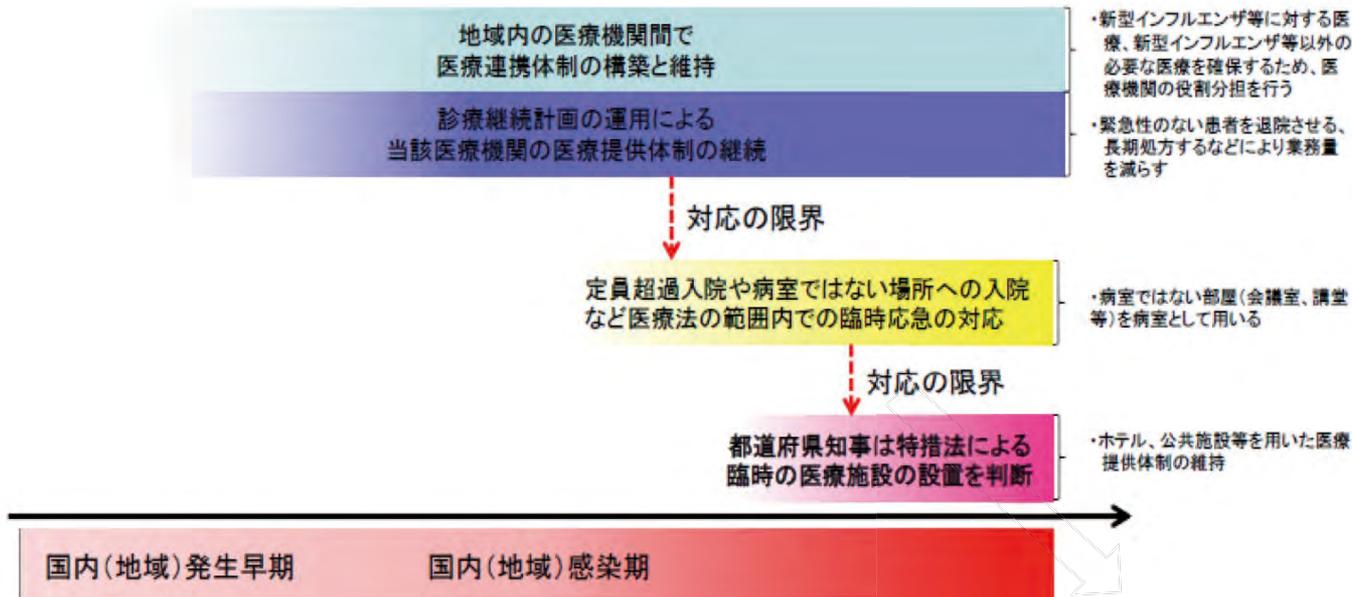
第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第3節 医療等の提供体制の確保に関する措置

- 医療等の確保(第47条)
 - 「医療」・・・医療機関の開業時間延長、医療施設の安全性の確保、救急患者等の搬送体制の確保など
 - 「医薬品の製造・販売」・・・抗インフル薬、ワクチンの製造販売のための体制整備等
 - 「医療機器の製造・販売」・・・人工呼吸器等の確保のための体制整備等を想定。卸の担う医薬品の運送体制も含まれる。
- 臨時の医療施設等(第48条)
- 土地等の使用(第49条)
 - 臨時の医療施設を開設するための土地、家屋又は物資の使用について規定

(2) 国内感染期の医療体制確保の仕組み

- 未発生期に準備した地域における医療連携体制を活用するとともに、各医療機関における診療継続計画に基づき、業務量の調整等を行い医療提供体制の確保に努める。
- これらの対応を最大限行った場合でも患者等が増加し医療施設が不足する事態となった場合には臨時の医療施設の設置を検討する。臨時の医療施設設置には、以下の方法がある。
 - 医療施設において病室ではない部屋(会議室、講堂等)を病室として用いる方法(医療法上の対応)
 - ホテル、公共施設等を臨時の医療施設として用いる方法(特措法上の対応)



新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第4節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

- 物資及び資材の供給の要請(第50条)
- 備蓄物資等の供給に関する相互協力(第51条)
- 電気及びガス並びに水の安定的な供給(第52条)
- 運送、通信及び郵便等の確保(第53条)
- 緊急物資の運送等(第54条)
- 物資の売渡しの要請等(第55条)
- 埋葬及び火葬の特例等(第56条)
- 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等(第57条)
- 金銭債務の支払猶予等(第58条)
- 生活関連物資等の価格の安定等(第59条)
- 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資(第60条)
- 通貨及び金融の安定(第61条)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

第5章 財政上の措置等

- 損失補償等(第62条)

- 物資の収用や土地の使用を行った場合などの処分についての損失補償や医療等の実施の要請等に基づき医療を行った者に対する実費弁償について規定

- 損害補償(第63条)

- 医療の実施の要請等に基づき医療を行った医療関係者に対する損害補償について規定

- 医薬品の譲渡等の特例(第64条)

- 予防投与等国が保有する抗インフルエンザウイルス薬の供給時等

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

第5章 財政上の措置等

- 新型インフルエンザ等緊急事態措置等に要する費用の支弁(第65条)
- 特定都道府県知事が特定市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁(第66条)
- 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁(第67条)
- 特定市町村長が特定都道府県知事の措置の実施に関する事務の一部を行う場合の費用の支弁(第68条)
- 国等の負担(第69条)
- 新型インフルエンザ等緊急事態に対処するための国の財政上の措置(第70条)

まとめ

- 特措法は、感染症法、検疫法、予防接種法等を補う国家の危機管理のための法律である。
- 新型インフルエンザ等発生時には、特措法・政府行動計画・ガイドラインに基づき対応。
 - 政府行動計画は様々な病原性のインフルエンザに対する対策の選択肢を示すもの。
- 新型インフルエンザ等対策への協力は国民の責務。
- 緊急事態宣言により、一段高いレベルの社会的対策を取ることができる。

新型インフルエンザ等行動計画

新型インフルエンザ等対策政府行動計画概要

政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

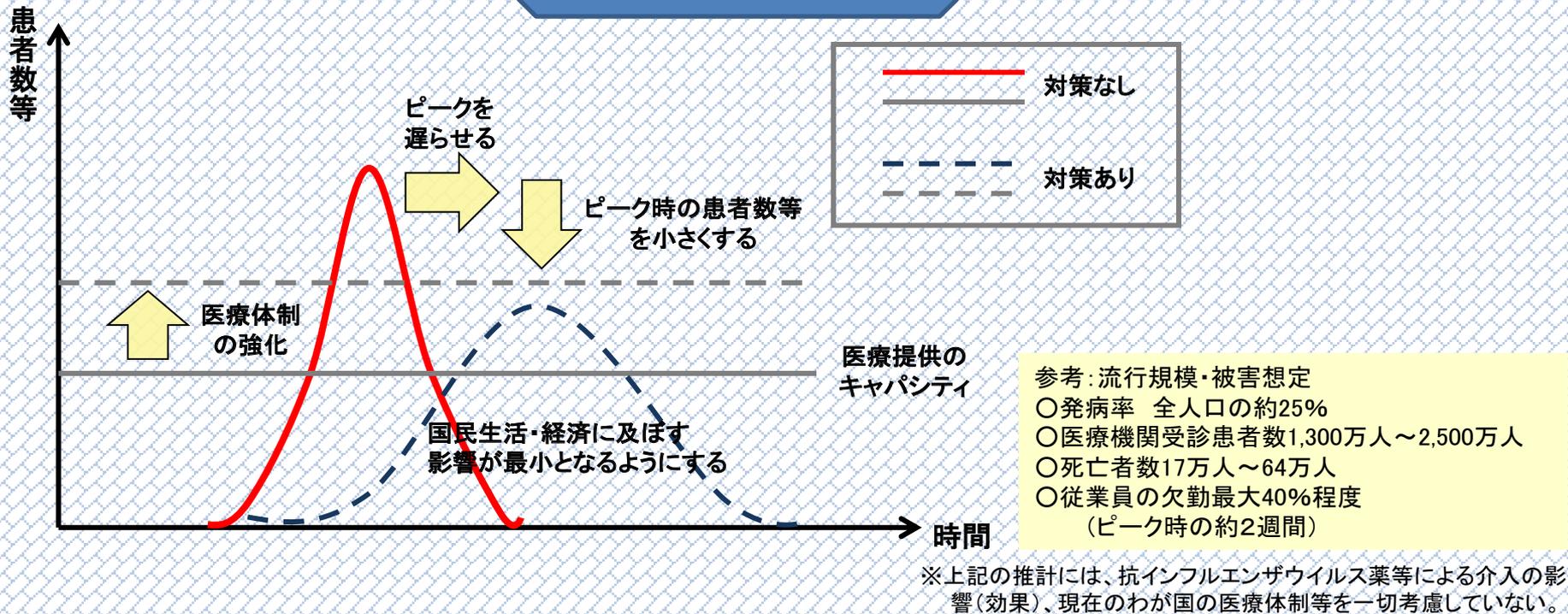
対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- 国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



行動計画の変更点

(平成21年と平成23年・25年の比較)

平成23年に改定されたこと

- 施策を**柔軟**に選択
病原性・感染力の程度に応じて対策が決定可能に
- 発生段階の変更
「感染拡大期」「まん延期」「回復期」
→「国内感染期」に
- 地域の発生状況を考慮
都道府県レベルで発生段階が決定可能に
- 名称の変更
「発熱外来/発熱相談センター」
→「**帰国者・接触者外来**」
「帰国者・接触者相談センター」

平成25年に改定されたこと

- 行動計画の位置づけ変更
行動計画
→**法に基づく**「政府行動計画」に
- 対象となる疾病拡大
「新型インフルエンザ」
→「**新型インフルエンザ等**」
- 予防接種に新たな法的枠組み
「**特定接種**」「**住民接種**」を設定
- 医療に関する新たな法的枠組み
「臨時の医療施設」「医療関係者に対する要請・指示、補償」が**法律事項**に

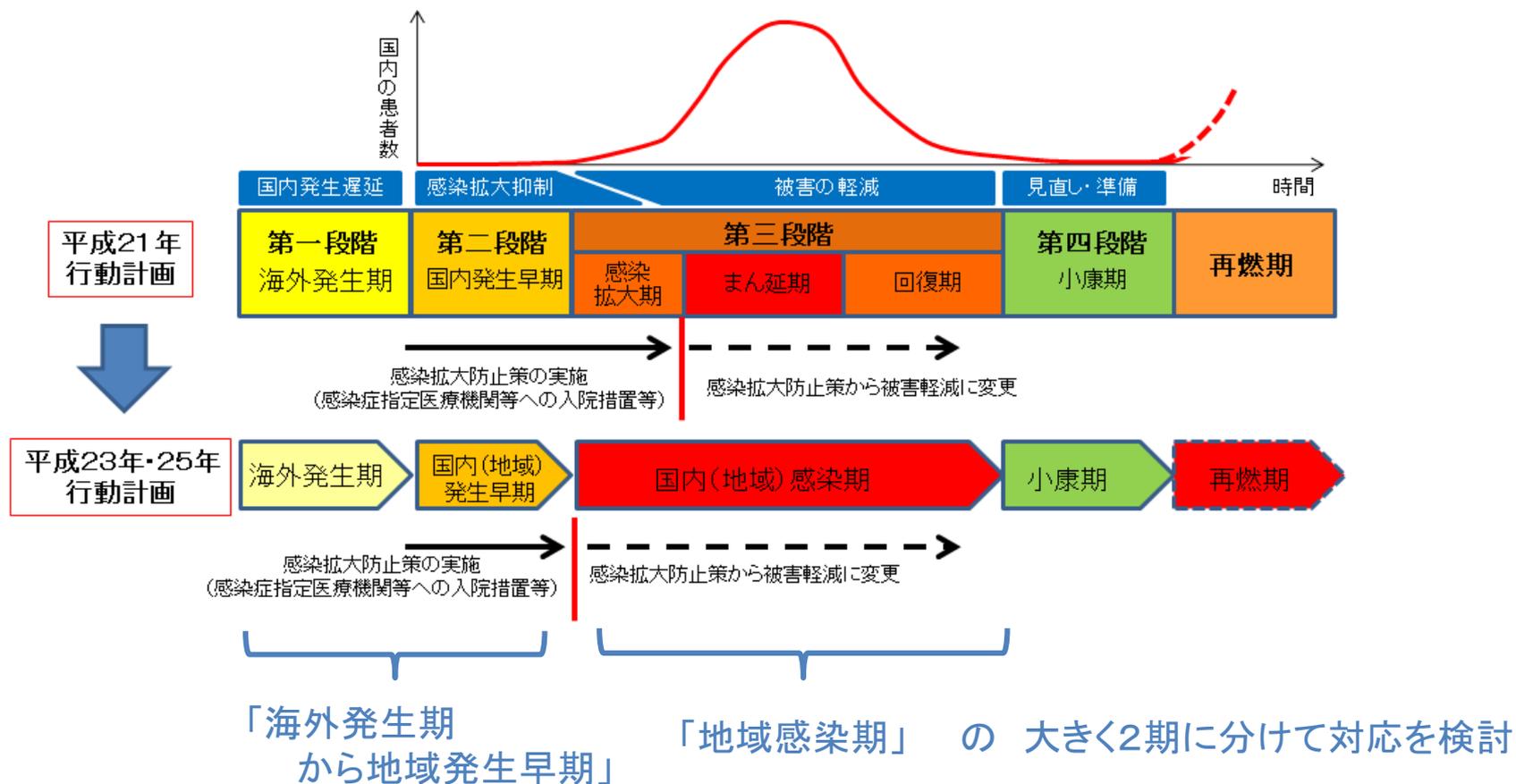
新型インフルエンザ等発生に備えて医療機関に求められること
-最新ガイドラインに学ぶ新型インフルエンザ等対策-より

「政府行動計画」「ガイドライン」における発生段階について

- 発生段階は、「未発生期」「海外発生期」「国内発生早期」「国内感染期」「小康期」の5段階。

「感染拡大期」「まん延期」「回復期」に小分類されていた第三段階が、小分類のない「国内感染期」に統一

2009年の新型インフルエンザ対応時と比較し、
感染拡大防止策から被害軽減へ対策を変更するタイミングが早くなっている

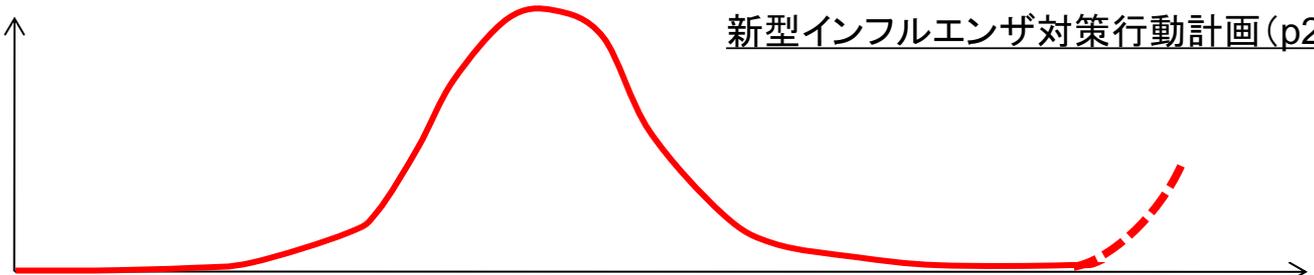


国及び地域(都道府県)における発生段階

新型インフルエンザ対策行動計画(p21)

国における発生段階

国内の患者数



海外での新型インフルエンザの発生

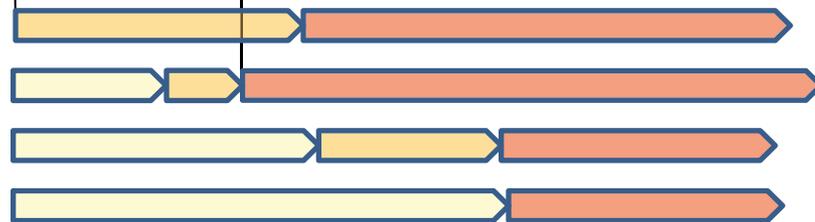
国内での初の患者の発生

国内のいずれかの都道府県において初めて患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった時点が目安

患者の発生が低い水準でとどまる

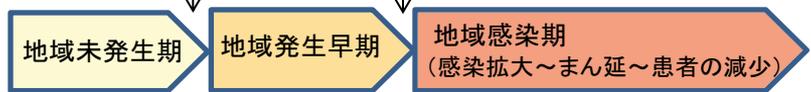
地域(都道府県)における発生段階

A県
B県
C県
D県



各都道府県での初の患者の発生

各都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった時点が目安



地域での発生状況は様々であり、
・地域未発生期から地域発生早期
・地域発生早期から地域感染期
の移行は、都道府県を単位として判断

新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

- 各分野における**対策の具体的な内容・実施方法等**を明記。
- 本ガイドラインの周知・啓発により、国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進。

サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

1. サーベイランスに関するガイドライン(新規)

: 平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・国民等への情報還元に活用。

2. 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン

: 国民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

3. 水際対策に関するガイドライン

: 国内でのまん延をできるだけ遅らせるため、病原性等に応じた検疫を実施。在外邦人への支援等を実施。

4. まん延防止に関するガイドライン

: 流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。

5. 予防接種に関するガイドライン(新規)

: ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

6. 医療体制に関するガイドライン

: 医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。

7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

: 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

国民生活及び国民経済の安定の確保

8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

: 事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策等に関するガイドライン

: 個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

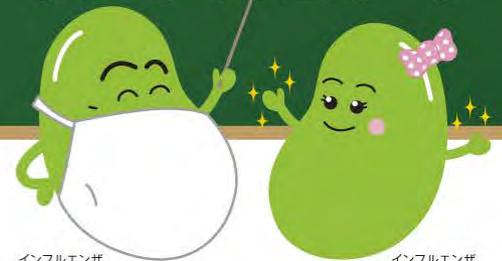
: 死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

参考 「新型インフルエンザ等の基礎知識」

パンデミックへの対処：

正當にこわがり、十分に備える
そして柔軟に対応する

マメに予防!
インフルエンザ



インフルエンザ
予防啓発キャラクター
マメゾウくん

インフルエンザ
予防啓発キャラクター
アズキちゃん